**事業場外労働のみなし労働時間制に関する協定書**

（適用対象者）

1. 事業場外労働におけるみなし労働時間制は、主として事業場外において営業活動に従事する者に適用する。

適用対象者：管理職を除く営業職

２　営業職であっても時間管理が必要と会社が判断した場合には、労働時間管理をおこなう。なお、その際には一般職の基本給体系を適用する。

（労働時間の取り扱い）

1. 前条の社員が労働時間の全部又は一部を事業場外において業務に従事し、労働時間を算定し難い日については、休憩時間を除いて、1日の所定労働時間８時間労働したものとみなす。

（休憩時間）

1. 第1条に定める社員の休憩時間は、就業規則第＊＊条に定める休憩時間を適用するものとする。ただし、業務の都合により、定められた休憩時間に休憩できない場合は、別の時間帯に所定の休憩をとることとする。

(休日労働)

1. 第1条の社員が、あらかじめ所属長の承認を得て、休日の全部又は一部を事業場外において業務に従事し、労働時間を算定し難い場合は、原則として所定労働時間労働したものとみなす。

２　前項により承認を得て休日に勤務した場合については、給与規程の定めによるものとする。

（深夜労働）

1. 第1条の社員が、深夜の時間帯（午後１０時から午前５時までの間）に勤務しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得るものとする。

２　前項により承認を得て深夜の時間帯に勤務した場合については、給与規程の定めによるものとする。

（協定の有効期間）

1. 本協定の有効期間は、　　　年4月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに異議の申し出がないときは、この協定はさらに1年ごとに自動的に更新するものとする。

　　年　　月　　日

株式会社□□□□

代表取締役　 　　　　 印

従業員代表 　　　　 印